

市職員の任免や勤務条件などを知っていただくため、神埼市における人事行政の運営等の状況について、概要をお知らせいたします。

◎問い合わせ

総務課

人事係

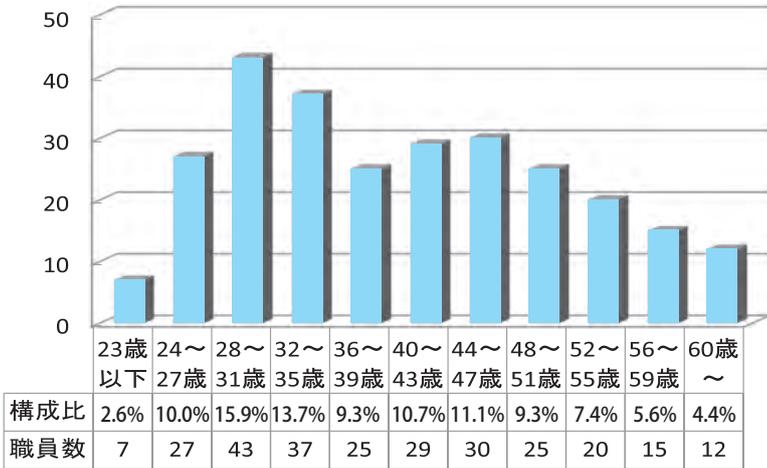
☎3710100

## 1 職員に関する状況

### (1) 職員数の状況【各年度4月1日現在】

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
職員数	263	272	275	271	270

### (2) 年齢別職員数【令和2年4月1日現在】



注) 4月1日現在の年齢のため、定年退職予定者は56～59歳に含まれます。  
注) 60歳～の職員は、再任用職員および医療職職員です。

### (3) 採用の状況【令和2年4月1日現在】

[単位：人]、※表中（）内は前年値

区分	男性	女性	計
一般事務	4(3)	0(5)	4(8)
保健師	0(0)	2(0)	2(0)
保育士	0(0)	1(2)	1(2)
管理栄養士	0(0)	0(1)	0(1)
土木	0(1)	0(0)	0(1)
計	4(4)	3(8)	7(12)

### (4) 退職の状況【令和元年度】

[単位：人]、※表中（）内は前年値

区分	男性	女性	計
定年退職	4(7)	1(2)	5(9)
勤奨退職	0(0)	0(0)	0(0)
その他	3(4)	0(4)	3(8)
計	7(11)	1(6)	8(17)

【定年退職】60歳に達した日以後の最初の3月31日で退職すること  
【勤奨退職】人事刷新のための退職勤奨に応諾し、退職すること  
【その他】自己都合等による退職

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況【令和元年度普通会計決算】

※表中（）内は前年値

歳出総額〔A〕	うち人件費〔B〕	人件費率〔B〕／〔A〕
18,376,047千円 (16,878,102千円)	2,239,882千円 (2,234,920千円)	12.2% (13.2%)

注) 人件費には特別職（市長、市議会議員など）に支給される給与、報酬などを含みます。

### (2) 職員給与費【令和元年度普通会計決算】

※表中（）内は前年値

職員数 (A)	給与費				1人あたり給与費 (B)／(A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
258人 (259人)	865,501千円 (879,234千円)	159,644千円 (159,722千円)	340,784千円 (338,017千円)	1,365,929千円 (1,376,973千円)	5,294千円 (5,316千円)

注) 診療所（4人）および下水道職員（8人）は特別会計計上のため除いています。

### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢【令和2年4月分】

※表中（）内は前年値

一般行政職〔190人〕			技能労務職〔3人〕		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
297,621円 (294,394円)	359,830円 (358,206円)	40.9歳 (40.5歳)	265,333円 (279,525円)	294,891円 (306,183円)	54.9歳 (55.4歳)

注) 給与とは、給料と扶養手当、住居手当などの諸手当を合計したものです。

注) 神埼市職員の給与水準は、県内民間給与実態を反映した佐賀県人事委員会勧告に準拠しています。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間【令和2年4月1日現在】

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分

注) 保育園等運営上必要な場合は、開始および終了時刻を別途定めています。

#### (2) 年次有給休暇の取得状況【平成31年1月1日から令和元年12月31日まで】

※表中( )内は前年値

総付与日数〔A〕	総取得日数〔B〕	全対象職員数〔C〕	平均取得日数〔B〕／〔C〕	取得率〔B〕／〔A〕
8,653日 (8,592日)	1,401日 (1,376日)	219人 (218人)	6.4日 (6.3日)	16.2% (16.0%)

#### (3) 時間外勤務の状況【令和元年度】

※表中( )内は前年値

時間外勤務総時間数	職員1人あたりの時間外勤務平均時間数〔年間〕	職員1人あたりの時間外勤務平均時間数〔月〕
37,691時間 (38,515時間)	166.77時間 (170.42時間)	13.9時間 (14.2時間)

注) 対象職員は時間外手当対象外の管理職(部長11人、課長33人)を除く226人です。  
注) 時間外勤務時間には、選挙(令和元年参議院選)、災害(令和元年8月豪雨)などの特殊要因を含みます。

※詳細は、市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。



## 地域おこし協力隊員が着任しました！

◎問い合わせ 商工観光課 商工観光係 ☎37-0107

地域おこし協力隊員として、吉富友梨奈さん(福岡県春日市から移住)が着任することになり、1月4日辞令交付式が行われました。

吉富さんは、脊振町の高取山公園でコーディネーターとして、直売所来客数アップや売上向上のためのイベント誘致および主催、出荷部会の活性化など、高取山公園に関するさまざまな活動に携わっていただきます。

#### 地域おこし協力隊とは…

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行いながら、地域への定住定着を図ることを目的にした国の制度です。

#### 地域おこし協力隊 吉富友梨奈さん

初めまして、地域おこし協力隊に着任しました、吉富友梨奈です。福岡県春日市から移住してきました。

神崎市のお隣の佐賀市富士町には祖母の里があり、大自然に囲まれて四季折々の収穫を楽しんだ思い出があります。

社会人となり、都会での機械とコンクリートに囲まれた生活は、人とのつながりが減っていき、どこか味気なく感じるようになりました。

そんな折に地域おこし協力隊の方に出会い、地域に根差して、人との繋がりを大切にされ、パワフルに活動されている姿に感銘を受け、私も地域おこし協力隊になりたいと決意。

祖母の里と同じ脊振山系の山間地域の神崎市脊振町で活動できるご縁を頂き大変嬉しく思っております。

脊振町に住んで1カ月がたちましたが、いきなり人生最大の大雪となりました。自宅の水道が凍結したり、車が庭から動かせなくなったり・・・

そんな中、近所の方がお風呂を貸してくださったり、買い物に行けないだろうからと、食材をいただいたり、来たばかりなのにたくさん助けていただき、人の温かさを感じています。

協力隊としての活動内容は、主に高取山公園でのイベントの企画、誘致や公園のPR等を行います。地域の皆さんに喜んで頂ける、笑顔溢れるイベント創りを目指し、そしてこの雄大な自然と、おいしい特産品の魅力をPRしたいと意気込んでおります。

微力ではありますが、地域活性化の一助になれるよう一生懸命頑張っていきますので、どうぞよろしくお願い致します。



## 漢字伝来の地に相応しいイベントに育てたい

1月11日、王仁博士顕彰公園(竹原地区)多目的交流館を会場として、「令和3年神埼市新春書初め大会」を開催しました。正月3が日は天気の穏やかな晴れの上天気でしたが、その後の1週間は近年まれにみる大寒波、大雪の襲来でした。脊振町広滝付近では50cm近い積雪で、脊振山頂の自衛隊背振山分屯基地付近では70cmを超える積雪だったそうです。平野部に住む私からしたら驚きのほかありません。

このような残雪がみられる、11日の「新春書初め大会」、幼児から高齢者まで、100人が思い思いの一字を力強く毛筆で書いてくれました。

神埼高校および神埼清明高校書道部の生徒さんの参加もあり、さらに書道パフォーマンスも演じていただき、漢字伝来地に相応しい書初め大会となりました。ぜひ、来年も…。

また、地元竹原地区のわにっ娘夢倶楽部、神埼そらめん協同組合および、神崎市観光協会の協力による王仁芋(焼き芋)にゆづめん、地元物販の販売など、大いに盛り上げていただき感謝しています。

話は変わりますが、皆さんの書いている文字を見ていたら、楷書・行書、あるいは草書といった文字があり、基本の文字はどれだろうかと単純な思いが沸いたことから、神埼清明高校芸術科書道教諭の田久保雄二先生に問いかけると詳しく教えていただきましたので、ご紹介します。

田久保先生曰く、『漢字の起源は、黄帝の臣倉頡が鳥の足跡を見て作ったという伝説がある。漢字は今から約五千年前、中国黄河の流域に発展していた漢民族に源を発し、世の推移とともに変遷発達して、種々の書体を生じている。』

楷書  
→ 草書  
篆書 ↓ 隷書 ↓ 行書  
漢字は絵文字から出発し、時代の進展で読みやすく書きやすく美しく書く工夫が加えられ、篆書・隷書・楷書・行書・草書といった様々な書体を生み出してきた。

私たちは、小学校で最初に楷書を習い、中学校で行書を習うので、楷書を速書きするために行書ができたと思い込むことがよくあるが、これは違つ。隷書から楷書や行書、さらには草書が派生して生まれてきたのである。

最も古い書体は篆書である。紀元前14世紀〜前11世紀、亀甲や獣骨に彫つた占いの記録甲骨文が大量に発見されており、これが漢字のルーツである。前1050年殷の都の跡から多数発見された青銅器に鑄込まれた、あるいは刻まれた文字を金文という。

紀元前221年、秦の始皇帝が現れる。その右腕丞相李斯は文字を統一した。その文字を小篆という。始皇帝の指示を全国に行き渡らせ、また地方からの報告をさせることとなり、その文書事務を担つたのが、徒隸と言われる下級官吏たちだ。

漢代になると、木簡などによつて実態が解明された隷書の時代が訪れる。紙がまだ十分でない時代、思うに徒隸達は木簡などに文字を書き付けるため、簡略で扁平横長の隷書体を生み出すのである。

面白いのはただ簡略化するだけでなく、美しく伝えようとして、波磔(はたて)と言われる隷書特有の波のうねりのような筆遣いが現れる。

また、正式書体である隷書とは別に、隷書が簡略化された行書や草書が実用書体として用いられるようになる。中国が南北朝に分かれ、南方の東晋王朝は伝統文化の保持と発展に務めた。当時、書聖と呼ばれた王羲之が行草書に新しい業績を残した。楷書の完成にも寄与したのかも…。

こうして楷行草の三体は盛行するとともに技巧も発達し、初唐の三大家、歐陽詢・虞世南・褚遂良は楷書の達人たちである。欧陽詢の「九成宮醴泉銘」はその頂点にあり、『楷法の極則』と称される。これが楷書である。

中唐には、安史の乱(756)を鎮めた骨太の書家顔真卿が現れ、願法という蚕頭燕尾の文字を書いた。ちなみに活字の明朝体はこの願法をモデルにつくられたものと言われている。さらには、小城が生んだ空海に次ぐ日本の書聖、中林梧竹翁の「梧竹堂書話」と双璧の書論『書譜』を書いた草書の能書孫過庭が登場する。

時代が下つて、明清には、条幅の紙も生まれ、連綿草書の全盛期を迎えることとなる。

このように、書体は変遷し、用の美であった書は芸術の範疇に置かれるようになる。

しかし今現在、文字は危機的状況を迎えようとしている。

ボタンを押して文字が飛び交っている。男が女に成りすまし、大人が子供に成りすまして。携帯・スマホという文明の利器の登場で、手書きの文字の存続が危ぶまれ軽んじられつつある。これは大きな問題である。言葉には「言霊」という神が宿るといふならば、その中でもより大事なものを書く文字・漢字はそれ以上の意味があると考えられる。文字に親しんでほしい、約千年前の女性たちが漢字の草書体を簡略化して仮名も生み出してくれた。わが国固有の美しい文字である。東京五輪に参加予定の、世界には約200の国家や民族があるそうだが、自国の言葉や文字を持つ国はそう多くはない。書体の変遷を知り、文字に愛情を持ってほしい。♡絵文字をメールで送つて愛を告白するのではなく、アイラブユーと手書きで書いて思いの丈を叫んでほしい。王仁博士が漢字を伝えてくれた地、神埼の皆さまには、なおさら。』

ひとつもふたつも賢くなりました。田久保先生、ありがとうございました。

ひとつもふたつも賢くなり

（令和3年1月15日記）  
神埼市長 松本 茂幸

# 令和3年度 神崎市会計年度任用職員募集

## ○受験資格

原則、神崎市内在住者とし、年齢、性別、職種は問いません。ただし、地方公務員法第16条の規定に基づき、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・神崎市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

## ○申込方法 次の書類を担当課へ提出してください。

- ・市販のA4サイズ（A3二つ折）の履歴書
- ・官製はがき（返信先記入）
- ・資格を必要とする職種は、証明する書類の写し

○受付期間 2月1日（月）～19日（金）  
8：30～17：15

※土日・祝日を除く

## ○選考方法 書類選考・面接

※面接日は、担当課からはがきで連絡します。

## ○その他

- ・勤務形態、報酬月額、採用人数などは変更になる場合があります。
- ・条例、規則等の定めるところにより、報酬以外に常勤職員と同等の通勤手当、期末手当が支給されます。期末手当は、任期が6カ月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の場合に支給されます。
- ・一部の職種を除き、勤務経験に応じて報酬（給料）を支給します。

☑…普通自動車運転免許    ☑…パソコン操作

業務名／勤務時間	採用人数	資格免許等	主な勤務場所	支給区分	報酬（給料）	問い合わせ
一般事務補助 5時間30分×週5日	2人	☑☑	下水道課 農業委員会事務局	月額	103,593円	総務課 ☎37-0100
一般事務補助（窓口業務） 8：30～17：15のうち7時間×週5日	1人	☑	市民課	月額	131,859円	企画課 ☎37-3594 市民課 ☎37-0115
神崎情報館管理運営補助員／8：45～17：15 ※月16日以内、交代勤務 ※土日・祝日、年始の勤務あり	2人程度	☑	神崎情報館	時給	829円	政策推進室 ☎37-0153
市税賦課・発送補助 5時間30分×週5日 ※任用期間は4月～6月の3カ月間	2人	☑☑	税務課	月額	103,593円	税務課 ☎37-0114
マイナンバー事務／8：30～17：15 7時間45分×週4日（月17日） ※勤務日時は応相談	2人	☑☑	市民課	月額	122,910～ 130,951円	市民課 ☎37-0120
国民健康保険税収納対策事務補助 5時間×月15日 ※勤務日時は応相談	2人	☑	税務課	時給	897円	市民課 ☎37-0115
管理栄養士／9：00～15：00 5時間×週5日	1人	☑ 管理栄養士免許	市民課	月額	116,235円	市民課 ☎37-0115
管理栄養士／8：30～12：30 4時間×年20日程度	1人	☑ 管理栄養士免許		時給	1,107円	
母子保健業務／8：30～17：15 7時間45分×週4日（月17日）	1人	☑ 看護師免許	健康増進課	月額	138,329～ 152,031円	健康増進課 ☎51-1234
母子保健業務／8：30～17：00 7時間30分×週5日	1人	☑ 保健師・助産師免許		月額	183,162～ 194,817円	
特定健診・訪問・相談業務／8：30～17：00 7時間30分×週5日	1人	☑ 保健師免許		月額	183,162～ 194,817円	

業務名/勤務時間	採用人数	資格免許等	主な勤務場所	支給区分	報酬(給料)	問い合わせ
子育て世代包括支援センター相談業務 8:30～17:15 7時間45分×週4日(月17日)	1人	普 助産師免許	健康増進課	月額	153,221～ 162,962円	健康増進課 ☎51-1234
千代田町保健センター業務/8:30～17:15 7時間45分×週4日(月17日)	1人	普 保健師・助産師 免許	千代田町 保健センター	月額	153,221～ 162,962円	
千代田町保健センター業務/8:30～17:15 7時間45分×週4日(月17日)	1人	普 看護師免許		月額	138,329～ 152,031円	
子育て支援センター支援員 6時間×月10日	1人		千代田町 保健センター	時給	【保育士】 1,004円 【資格なし】 897円	福祉課 ☎37-0110
公園・道路維持管理業務A/8:30～17:15 7時間45分×週4日(月17日)	1人	・大型特殊自動車 等運転技術資格 ・準中型自動車免許 (※注)	市内(主に神 埼町)	月額	121,737～ 130,033円	建設課 ☎37-0103
公園・道路維持管理業務B/8:30～17:15 7時間45分×週4日(月17日)	1人	準中型自動車免許 (※注)	市内(主に神 埼町)	月額	121,737～ 130,033円	
公園・道路維持管理業務C/8:30～17:15 7時間45分×週4日(月17日)	1人		市内(主に千 代田町)	月額	121,737～ 130,033円	
公園・道路管理補助a/8:30～17:15 7時間45分×月15日	3人		市内(主に神 埼町)	日額	6,424円	
公園・道路管理補助b/8:30～17:15 7時間45分×月15日	2人		市内(主に千 代田町)	日額	6,424円	
仁比山公園管理人 4時間/日 ※月20日以内	1人			仁比山公園ほ か	日額	
日の隈公園管理人 4時間/日 ※月20日以内	1人		日の隈公園	日額	3,316円	
水車の里遊学館管理人 6時間/日 ※火曜日以外月15日以内、交代勤務	2人		水車の里遊学 館ほか	日額	4,974円	
横武クリーク公園管理人 6時間/日 ※火曜日以外月15日以内、交代勤務	2人		横武クリーク 公園	日額	4,974円	
学校事務補佐 5時間30分×週5日	1人	普	脊振中学校	月額	103,593円	学校教育総務 課 ☎37-3591
学校図書館司書補 6時間×週5日	1人	普 PC	脊振小学校	月額	113,022円	
特別支援教育支援員 6時間×週5日	6人	普	市内小・中 学校	月額	113,022円	
学校用務員 3時間×週5日	2人	普		時給	829円	
生活支援員 6時間×週5日	1人	普 教員免許	千代田中学校	月額	133,308円	
学校給食調理員 月～金曜日 7:45～17:00のうち7時間45分勤務 ※休日:学校長期休業期間など	1人 程度		学校給食共同 調理場	日額	6,804円 ※調理師・栄 養士の有資格 者は6,843円	学校給食共同 調理場 ☎51-4008
学校給食調理員(代替職員) 月～金曜日 7:45～17:00のうち勤務日時は応相談 ※休日:学校長期休業期間など	2人 程度			時給	878円 ※調理師・栄 養士の有資格 者は883円	

(※注) 平成19年6月1日以前に普通免許を取得した人は応募可。

業務名/勤務時間	採用人数	資格免許等	主な勤務場所	支給区分	報酬(給料)	問い合わせ
埋蔵文化財発掘作業員/8:30~17:15 7時間45分(年間10日程度)	4人程度		市内一円 (調査現場)	時給	829円	社会教育課 ☎37-3593
放課後児童クラブ支援員(一般) 14:00~18:30のうち4時間以内 ※土曜日、長期休業期間中は7:00~18:30のうち6時間以内	4人		神埼町・千代田町・脊振町内の児童クラブ	時給	資格有947円	社会教育課 ☎37-3593
放課後児童クラブ支援員(代替) 14:00~18:30のうち4時間以内 ※週3日以内 ※土曜日、長期休業期間中は7:00~18:30のうち6時間以内	30人				資格無897円 ※放課後児童クラブ支援員資格	
神埼市中央公民館施設管理人 ・月~金曜日(17:00~22:00)隔日交替 ・土曜日(8:30~22:00)3交替 ・日曜日(8:30~17:15)2交替	4人		神埼市中央公民館	時給	829円	神埼市中央公民館 ☎53-2325
神埼市中央公民館施設管理人 年間40日程度	1人	音響照明操作ができる人				
神埼市立図書館脊振分館 司書業務 9:00~18:00のうち7時間45分 ※土曜日と指定した日	1人		脊振分館	時給	897円	脊振公民館 ☎59-2131
医療事務(脊振診療所)/8:30~17:45 7時間45分×週4日(月17日)	1人	☑医療事務	神埼市国民健康保険脊振診療所	月額	125,426~134,504円	脊振支所 総合窓口課 ☎59-2111

## 神埼市職員(臨時的任用保育士)採用試験

◎申込・問い合わせ 総務課  
人事係 ☎37-0100

○採用予定人数 1人

○受験資格

保育士免許所持者または令和3年3月31日までに同免許取得見込みの人

○任用期間

令和3年4月1日~9月30日

※ただし、勤務成績による任期の更新で最長1年間

○給与・各種手当など

保育士初任給

160,400円を支給

※各種手当(期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、その他の手当)を支給

○申込方法

①受験申込書 ②自己PRシート

③保育士証の写しを提出

○受付締切 2月15日(月)

※日・祝日を除く

※持参の場合は8時30分から17時15分まで

※郵便の場合、当日消印有効

○選考試験 書類選考・面接等

・とき 2月26日(金) 15時集合

・ところ 神埼市役所 3階大会議室

○試験案内・申込書配布場所

総務課 人事係

※市ホームページから取得可

永久の旅立ち…

## まずはプレアホール神埼へご相談ください

ご葬儀について、『わからない…不安…』そんな方は、事前相談、お見積り、会館見学、会員募集等、随時受け付けております。ご自宅への無料見積りも随時おこなっておりますのでお気軽にお電話下さい。

### その他取扱い商品

仏壇・仏具・仏壇クリーニング  
墓石・墓石クリーニング・法名塔(名前入れ)  
法事料理(四十九日・初盆・一周忌・三回忌等)  
供養菓子・悲礼返し・礼品等  
各種取扱い致しております。



プレアホール神埼

株式会社JAセレモニーさが  
神埼市神埼町本郷2716-4

TEL.0952-55-8008 FAX.0952-55-8007

年中無休

24時間受付

有料広告

有料広告

## 確定申告・市県民税申告のお知らせ

◎問い合わせ 税務課 市民税係 ☎37-0114

今年の申告受付期間は2月16日(火)～3月15日(月)です。必要書類の準備や作成を早めに行い、期間内に適正な申告をしましょう。

## 確定申告(所得税申告)が必要な人

○給与所得があり、次のいずれかに該当する人

- ・給与年収が2千万円を超える人
- ・給与以外の所得が20万円を超える人(20万円以下の場合、確定申告は不要、市県民税申告は必要)
- ・2力所以上から給与をもらっている人

○給与以外の所得があり、所得の合計額が所得控除の合計額を超える人

- ・事業(商業・農業など)を営んだ人
- ・不動産収入があった人
- ・雑所得(個人年金・太陽光発電の売買取入など)があった人
- ・一時所得(保険の満期受取

- 金など)があった人
- ・土地や建物、株式の売却があった人

※青色申告の人、分離課税所得(土地建物・株式等の譲渡所得および先物取引に係る雑所得など)のある人は鳥栖税務署の申告会場をご利用ください。

○年金所得があり、次のいずれかに該当する人

- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- ・公的年金等以外の所得が20万円を超える人(20万円以下の場合、確定申告は不要、市県民税申告は必要)

※右記以外でも、各種控除の適用を受けるために申告をすることは可能です。

○所得税の還付を受けることができる人

- 次の場合、申告をすると源泉徴収された所得税の還付を受けられることがあります。
- ・多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
- ・住宅の取得や一定の増改築の

ために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合(住宅借入金等特別控除)年末調整後に配偶者の所得や扶養親族に変更があった場合

## 市県民税申告が必要な人

令和3年1月1日現在、神埼市内に住所がある人。ただし、次の①～③の人は除きます。

- ①確定申告をした人
  - ②年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人
  - ③収入が公的年金のみの人
- 収入がなくても市県民税申告が必要な人

- ・学校や市役所、金融機関等に所得課税証明書の提出を求められる人
- ・国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険に加入されている人
- ・市外在住の家族に扶養されている人
- ・各種福祉制度を利用する人

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- 確定申告のお知らせはがき(税務署から送られてきている人のみ)

□収入に関する書類

- ・源泉徴収票
- ・支払調書
- ・収支内訳書 など

□控除に関する書類

- ・健康保険料等の納付証明書
- ・生命保険料等の控除証明書
- ・医療費の明細書
- ・寄付金の領収書 など

□マイナンバーに関する書類

- ①マイナンバーカード(次のいずれか)
  - ②マイナンバー通知カードおよび本人確認書類(免許証など)
- ※扶養親族がいる場合は、扶養親族のマイナンバーも必要です。

□通帳(還付金の振込先)

## 来場時の注意点

- ◆感染症防止対策にご協力をお願いします。
- ◆マスク等の着用をお願いします。
- ◆こまめに換気を行っているため、会場内が冷えている可能性があります。防寒対策を行ってお越してください。
- ◆待合所の人数を制限するため、車での待機をお願いする場合があります。

◆一人当たりの対応時間を短縮するため「医療費控除の明細書」や「収支内訳書」など、必要書類は事前に作成しておきましょう。

## ご自宅で申告できます！

例年、申告会場は大変混雑します。確定申告(所得税申告)は、パソコンやスマホを使った電子申告や、ご自宅で作成した申告書を作成し郵送で提出するなど、感染拡大防止のご協力をお願いします。

【作成方法】国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーへアクセスし作成。

## 【提出方法】

- (1) e-Tax で送信提出
- ※送信方法は次のいずれか
- ①マイナンバーカード方式
- ②ID・パスワード方式
- (2)印刷して郵送で提出

※その他、ご不明な点は国税庁のホームページをご確認いただくか、鳥栖税務署 ☎0942-822-2185 へお問い合わせください。

# 所得税・市県民税申告相談日程

全会場が変更となっています！お間違いのないようご注意ください。

			神埼町		千代田町		脊振町	
			神崎市役所 1階 多目的会議室		千代田町保健センター 機能訓練室		脊振交流センター 1階 多目的室	
月	日	曜日	地区別日程		地区別日程		地区別日程	
			8:30~12:00	13:00~17:00	8:30~12:00 13:00~17:00	8:30~12:00	13:00~17:00	
2	16	火	駅通り	平ヶ里	新宿・仁戸田・迎島	広滝西・広滝東・広滝下		
	17	水	姉川東分・姉川西分	尾崎西分・伏部	大石・丁太田・柴尾	広滝西・広滝東・広滝下		
	18	木	横武・上六丁・戸井土	下六丁・池辺田・莞牟田	高志・原の町・出来島	岩政倉今		
	19	金	本告牟田・山田・鶴田	姉川上分・姉川下分	詫西・上西・中津	鳥羽院		
	22	月	協和町・西小津ヶ里	小津ヶ里	上黒井・川崎・龍尾・下板	鳥羽院	一番ヶ瀬	
	24	水	野目ヶ里・荒堅目・蔵戸	神納・大依	崎村・藤東・餘江	一番ヶ瀬		
	25	木	犬の目	石井ヶ里	柳島・下西・上神代	久保山		
	26	金	三谷・竹原	東山・志波屋	十条・林慶・東野ヶ里	久保山	鹿路	
3	1	月	尾崎東分・猪面	岩田・唐香原	乙南里・小森田・境原	鹿路		
	2	火	利田・野寄・野田	平山・川寄・柏原	姉・下黒井・小鹿	頭服		
	3	水	出来町・大門	永歌	下直鳥・快樂	頭服	予備	
	4	木	駅ヶ里	田道	嘉納・下犬童	予備		
	5	金	一丁目・二丁目	三丁目・四丁目	上直鳥・用作			
	8	月	朝日・八子	城原・二子	詫東・上地・下神代			
	9	火	仁比山・小淵	的	丙太田・上犬童			
	10	水	右原・馬郡	鶴西・鶴東	大島・大野			
	11	木	本堀	本堀・曾根ヶ里	又南里・仲田町団地・渡瀬			
	12	金	予備	予備	黒津・藤西			
15	月	予備	予備	予備				

※神埼会場は毎週火曜日19:00まで受付時間を延長します（税理士受付は17:00まで）。

※地区別の相談日で都合がつかない人は、地区の日程以外でも受付可能です。

## 税務署からのお知らせ

### 税務署申告受付について

○とき 2月16日（火）～3月15日（月）

※土日・祝日を除く、9時～16時

○ところ 鳥栖税務署

◎問い合わせ ☎0942-82-2185

### 閉庁日対応窓口

※休日に申告相談できます！

○とき 2月21日（日）、28日（日）

9時～16時

○ところ 佐賀税務署 ☎32-7511

### 【税務署申告会場へ来場時の注意点】

税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は各会場当日配付しますが、LINEアプリでも事前発行をしています。

※入場の際は、日時記載した入場整理券または日時を表示したLINE画面の提示をお願いします。

※指定された入場時間内にご来場ください。

※その他ご不明な点は鳥栖税務署（0942-82-2185）へお問い合わせください。

※市の申告会場では整理券を配布しませんので、お間違いのないようお願いいたします。



▲LINEアプリ  
「国税庁」友達追加

市長交際費の公表

(令和2年12月分)

項目	件数	支出額 (円)
弔慰	0	0
御祝	2	6,000
激励	0	0
会費	0	0
見舞い	0	0
その他	0	0
計	2	6,000

# 夜の市長室

どんなことでも構いません。  
皆さまの声をお聞かせください!

○今後の予定

とき	ところ
2月2日(火)	神崎市役所
3月2日(火)	千代田町保健センター

18:00 ~ 20:00 (1組30分程度)  
当日は来庁順です。

◎問い合わせ 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

1月の脊振交流センター開催分には、4組4人が来庁されました。  
※お住まいの地区に関係なくお越しいただけます。  
※荒天などの場合は、開催の有無をお問い合わせください。



森崎 俊一  
(脊振町)  
元神崎市消防団副団長



實松 博記  
(神埼町)  
元神崎市議会議員

◆瑞宝単光章

◆旭日双光章

秋の叙勲

叙勲は、国家または公共へ貢献された人に授与されるものです。※敬称略

秋の叙勲 受章  
◎問い合わせ 総務課  
秘書広報係 ☎37-0088



○申込方法  
氏名(ふりがな)・生年月日・年齢・住所(地区名)・申込者の氏名・連絡先・家族からのメッセージを記載しメール、郵送または窓口までご持参ください。

○対象者  
令和3年3月31日時点で就学前までのお子さん

市報の「あつまれ!かんざきっ子」のコーナーで、市内の元気なお子さんを紹介しています。掲載させていただけるお子さんの写真を募集していますのでぜひご応募ください。

市報「かんざきっ子」写真募集  
◎問い合わせ 総務課  
秘書広報係 ☎37-0088

○応募資格  
エクスセル、ワードが使える人

○応募方法  
市販の履歴書(顔写真貼付)を2月15日(月)必着で郵送または持参で提出してください。後日、面接の連絡をします。

○活動日時  
月・水・金曜日  
9時~17時(7時間以内)

○活動場所  
神崎市中央交流センター  
および市内小学校

○時給 826円

○業務内容  
ドリームパークの企画、進行、打ち合わせ、準備など

○募集人数 8人

○その他  
市で傷害保険に加入します。  
活動時の電話料やガソリン代等の支給はありません。

ドリームパークとは  
市内7小学校で、希望する児童を対象に「学ぶ」「遊ぶ」「作る」の3つのテーマを柱とした体験活動を、毎週水曜日の放課後に行っています。

ドリームパーク事業の推進員を募集します  
◎問い合わせ 社会教育課  
社会教育係 ☎37-3593

## 司法書士 福田良嗣事務所

相続・売買・贈与などの登記 商業・法人登記  
その他、お気軽にご相談ください。

### 司法書士 福田良嗣

神崎市神埼町本堀 3187 番地 3

(旧 松永嶺子事務所)

☎ 0952-53-5105  
FAX 0952-53-2713

有料広告



## 神埼市国民健康保険脊振診療所の休診について

◎問い合わせ 神埼市国民健康保険脊振診療所 ☎59-2321  
脊振支所 総合窓口課 ☎59-2111

神埼市脊振交流センターの完成に伴い、神埼市国民健康保険脊振診療所の機能を新施設に移転するため、2月19日(金)から28日(日)まで休診します。

なお、診療所の業務日程は下記のとおりです。

また、休診期間は引越し作業に伴い診療所の電話が不通となります。

皆さまにはご迷惑をおかけしますがご理解ご協力をお願いします。



現診療所での業務	2月18日(木)まで
休診期間	2月19日(金)から 2月28日(日)まで
脊振交流センター 落成式	2月28日(日)
新診療所での業務	3月1日(月)から

## 国勢調査へのご協力 ありがとうございました！

◎問い合わせ 企画課  
企画係 ☎37-0102

令和2年国勢調査が終了しました。調査へのご回答ご協力いただきありがとうございました。

この内容は、国や地方公共団体の施策立案のための基礎資料として活用され、とともに、民間企業や研究機関など、さまざまな分野で幅広く活用され、これらの利活用を通じて国民生活に役立てられます。

### ○結果の公表

人口速報集計(全国および都道府県、市区町村)の男女別人口・世帯数結果) ※6月に公表予定

調査結果は、総務省統計局のホームページ(<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html>)で公表後にご覧いただけます。

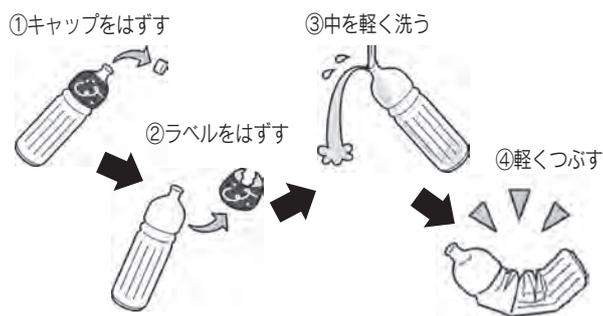
## ペットボトルはラベルとキャップをはずして 洗浄をお願いします！

◎問い合わせ 生活環境推進室 生活環境係 ☎37-0112

ペットボトルはリサイクルする際、ラベルやキャップなどが混在してしまうと、リサイクル後の素材の品質が下がってしまいます。

ペットボトルは、キャップとラベルをはずし、中を洗い、軽くつぶして捨ててください。キャップとラベルは燃えるゴミとして捨ててください。

8月2日(月)以降は、袋の中にキャップやラベルがはさまっていないボトルが入っている場合、収集しませんので、ご注意ください。



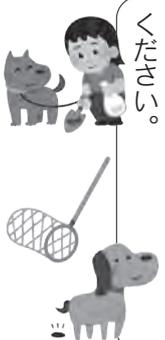
## 犬のフンは飼い主が持ち帰りましょう

◎問い合わせ 生活環境推進室 生活環境係 ☎37-0112

「道路などの公共の場所での犬のフンが放置され、大変迷惑している」という苦情が市に寄せられています。

飼い犬のフンを片付けることは、飼い主にとって最低限のマナーであり、責務でもあります。散歩中に犬がフンをした場合は、飼い主の責任で持ち帰って可燃ごみとして出すなど、適切に処理しましょう。

最近はフンを簡単に取ることができ商品も販売されています。また、虫取り網のような持ち手付きの輪っかに袋をつけることで、自分でも簡単に作ることもできます。ぜひ使ってみてください。



手当を受けていないひとり親も対象になる場合があります  
ひとり親世帯臨時特別給付金(申請は今月まで)

◎問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎37-0110

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯(児童扶養手当受給の有無は問いません)を支援するため、給付金を支給します。

期限が迫っておりますので、お急ぎください。

○対象者

〈基本給付〉

①令和2年6月分の児童扶養手当受給者

②公的年金等(遺族年金、老齢年金等)の受給により児童扶養手当を受給できない人

※収入、年金額の確認あり  
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となつた人

〈追加給付〉

基本給付の対象者①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少

した人

○給付額

〈基本給付〉※再支給あり  
一世帯5万円、第2子以降一人につき3万円

〈追加給付〉

・一世帯5万円

○申請期限

2月26日(金)まで

○受付場所

福祉課 社会福祉係

本給付金は、ひとり親に該当するが手当を受けていない人、所得超過で手当が停止中の人も対象です。公的年金受給額や新型コロナウイルス感染症の影響で減少した収入額等を確認し、審査を行います。提出書類がありますので、まずは福祉課にお問い合わせください。

神埼市水の郷再生プロジェクト市民会議(仮称)委員募集

◎問い合わせ ダム対策課  
ダム対策係 ☎37-0103

市内には、城原川や馬場川、中地江川などの河川や多くの水路があり、その豊富で清らかな水を利用してさまざまな取り組みを行っています。

市は、平成7年3月に国の「水の郷百選」に認定されています。

しかしながら、近年では市街化などによる河川や水路の汚濁が進み、かつての水の郷としての風情が失われています。

このため、河川浄化に向けての市民運動を展開し、水環境の保全および美しい自然の保持を図るため、市民会議委員を募集します。

○募集期間

2月1日(月)～  
2月26日(金)まで

※詳細は、ダム対策課にお問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さま  
ジェネリック医薬品に関するお知らせ

◎問い合わせ

市民課 国保医療係・後期高齢年金係 ☎37-0115  
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

現在服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知ハガキを発送しています。

○ジェネリック医薬品のメリット

医療の質を落とさずに、自己負担額や増大し続けている医療費を抑制することができ

ます。

○通知の対象となる人

令和2年10月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1カ月あたりの自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人が対象となります。  
※必ずしも全員に届くわけはありません。

人権擁護委員の紹介

◎問い合わせ 総務課  
秘書広報係 ☎37-0088

1月1日、人権擁護委員として委嘱(再任)されましたので紹介します。



實松 常夫さん  
(神埼町永歌)

人権擁護委員とは

法務大臣の委嘱を受け、市民の人権を守るための活動をしている民間ボランティアです。

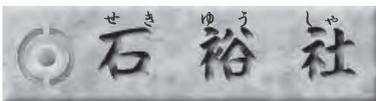
法、戒名彫刻

※墓所が神崎市周辺。  
※立地条件によって金額が異なります。

税込 20,000 円

御本尊 ご先祖様 そして家族に感謝

墓石



吉野ヶ里町田手 1817-12 TEL・FAX0952-52-2210

WEB 石裕社 検索

有料広告

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さま 高額介護合算療養費制度のお知らせ

◎問い合わせ 〔医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療保険）〕  
 市民課 国保医療係・後期高齢年金係 ☎37-0115  
 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476  
 〔介護保険〕  
 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111  
 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

## 高額介護合算療養費制度とは

医療と介護の両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減する制度です。同一世帯の各医療保険の加入者が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。支給には2年の時効がありますので、ご注意ください。

## ○支給要件・算定基準額

世帯内の医療保険の加入者が、令和元年8月1日から令和2年7月末までに支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が超えた場合、自己負担額から算定基準額を差し引いた額を支給します。

なお、自己負担額から算定基準額を差し引いた金額が500円以下の場合には支給の対象となりません。

## ○申請手続き

支給の対象となる被保険者に、2月下旬にお知らせする

予定です。お知らせが届いた場合、本庁または各支所の総合窓口へ申請してください。

令和元年8月1日から令和2年7月末までに、次に該当する場合は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

- ・市町を越える転居をされた人
- ・他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた人
- ・後期高齢者医療の資格を喪失された人

## 支給額を計算する際の基準額（自己負担限度額） ※令和元年8月1日から令和2年7月末までの分を合算

### ◆70歳未満

所得区分	区分	70歳未満
		国民健康保険+介護保険
所得901万円超	ア	212万円
所得600万円超 901万円以下	イ	141万円
所得210万円超 600万円以下	ウ	67万円
所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	エ	60万円
住民税非課税世帯	オ	34万円

### ◆70歳以上

所得区分		75歳以上	70～74歳
		後期高齢者医療保険+介護保険	国民健康保険+介護保険
現役並みⅢ	本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円以上	212万円	212万円
現役並みⅡ	本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が380万円以上	141万円	141万円
現役並みⅠ	本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が145万円以上	67万円	67万円
一般	現役並みⅢ～Ⅰおよび区分Ⅱ、Ⅰに該当しない人	56万円	56万円
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税	31万円	31万円
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税および世帯全員の所得が一定基準以下	19万円	19万円

## 下水道等使用料の減免について

◎問い合わせ 下水道課  
 管理係 ☎37-0105

公共下水道、浄化槽など市営の汚水処理施設の使用料は、世帯割と世帯員割で算定しています。

世帯員数は、住民基本台帳の人員数ですが、長期入院者または学生等で生活の実態のない人がいる場合、申請に基づき該当者の世帯員割を減免することができます。

住民票に反映しない人員変更が生じた場合は、必ず下水道課へ申請をお願いします。

## ○持ってくるもの

- ・学生証
- ・直近の施設利用料領収証
- ・アパートの契約書など

詳細は、下水道課へお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、一時的に使用料のお支払いが困難な事情がある人は、支払い期限の延長等のご相談ができます。詳しくはお問い合わせください。

### 届きましたか？ 入学通知書

◎問い合わせ 学校教育課  
教育指導係 ☎37-3592

神崎市立小・中学校入学の際に必要な「入学通知書」を、4月から新しく小・中学生になるお子さんのいる家庭に送付しました。

通知書には、住んでいる地区で決められた小中学校（指定学校）に入学することが記載されています。

#### 次の場合は、早めにご連絡をお願いします

- ・入学通知書が届いていない
- ・入学通知書を受け取った後に、転居・転出する
- ・国、県、私立の小中学校に入学する（入学許可書などをご提出ください）
- ・病弱、発育不全、その他やむを得ない理由のため入学できない
- ・入学通知書の氏名・生年月日など記載された内容に誤りがある
- ・事情により指定された学区以外の学校への入学を希望する（育振小・中学校への特認校制度等があります）

### 学校給食食材 納入業者募集

◎問い合わせ 神崎市学校給食共同調理場  
☎51-4008

令和3年度の学校給食食材納入業者の募集を行います。

#### ○給食数

約3,000食/日

#### ○資格要件

市内に営業する店舗などがある事業者

#### ○申込方法

「食材納入登録申請書」を神崎市学校給食共同調理場で受け取り、必要事項を記入し、提出してください。

※申請には印鑑証明書、納税証明書（市税）、食品衛生監視票の添付が必要です。

#### ○申込期間

2月1日（月）～12日（金）  
※郵送の場合、2月12日の消印まで有効



### 本人通知制度のご案内

◎問い合わせ 市民課  
戸籍係 ☎37-0120

住民票の写しや戸籍などを、代理人や、第三者に交付した事実を本人に通知する制度で、不正請求抑止や個人利益の不当な侵害の防止を目的としています。事前登録する必要があります。

#### ○お知らせする内容

- ・交付した年月日
- ・交付した種類と通数

#### ○登録手続き

- ・登録できる人
- ・市に住民票または戸籍がある人（海外在住者は除く）

※除籍された人など、市の戸籍に記載されている人を含みます。

#### ○受付窓口

- ・市民課 総合窓口
- ・各支所 総合窓口課

#### ○持参する物

本人確認書類（運転免許証など）

#### ○登録の有効期限

無期限

#### ○登録内容の変更

登録後、住所、本籍などの登録内容を変更したとき、登録をやめるときは、届出が必要です。

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さま 医療費のお知らせについて

◎問い合わせ 市民課 国保医療係・後期高齢年金係  
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎37-0115  
☎64-8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者は、確定申告での医療費控除の手続きの際、「医療費のお知らせ」を添付することで、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。

#### ○「医療費のお知らせ」の送付

- ・国民健康保険加入者 市から2月上旬（5～10月診療分）と3月上旬（11～12月診療分）に発送します。
- ・後期高齢者医療保険加入者

後期高齢者医療広域連合から2月下旬（9～12月診療分）に発送されます。  
※領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成した場合やご自身で額を訂正した場合は、領収書を5年間保存する必要があります。

なお、医療費控除の申告は、鳥栖税務署（☎0942-82-2185）にお問い合わせください。

### 困ったこと、悩んでいること、ご相談を

相続・遺言・不動産登記・商業、法人登記  
成年後見・借金問題（相談室あります・秘密厳守）

料金の見積り等も、気軽にお尋ね下さい  
営業時間 午前8:00～午後6:00

火曜日は午後8時まで  
時間外電話予約OK



- ・不動産を生前に贈与したい。
- ・遺言書を作成しておきたい。
- ・相続手続きが分からない。
- ・新しく会社を作りたい。
- ・借金で困っている。

様々なご相談を承ります。まずはお電話ください。  
皆様のご連絡をお待ちしております。

Tel.0952-52-2079(神埼サピエより南に100m)  
司法書士 末永博義・井上智史  
司法書士 すえなが総合事務所

## 3月31日まで 高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

今年度の対象者は、左表の生年月日に該当する人で、今までに肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことがない人です。

対象者には、昨年3月末に個別通知を送付しています。

詳細は、個別通知をご確認ください。

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生

また、60～65歳未満の人で、心臓や腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に、身体障害者手帳1級程度の障害を有する人も対象です。ただし、助成を受けられるのは生涯で1回限りです。主治医に接種時期等をよくご相談ください。

### ○接種期間

3月31日（水）まで

### ○接種回数

1回（生涯で1回のみ）

### ○接種場所

県内の実施医療機関

### ○接種費用（一部自己負担額）

2,500円

※生活保護世帯の人は、福祉課発行の証明書を医療機関に提出すると無料です。

### ○接種時必要なもの

- ・ 予診票（紫色）
- ・ 予防接種済証
- ・ 健康保険証等本人確認できるもの

## 風しん抗体検査・予防接種はお済みですか

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

### ◆無料クーポン券による

風しん抗体検査・予防接種

### ○対象者

昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

※ただし、予防接種は、抗体検査の結果抗体価が低かった人のみ対象。

### ○実施（接種）場所

全国の実施医療機関等

### ○自己負担額 無料

### ○持っていくもの

- ・ クーポン券
- ・ 風しん抗体検査受診票
- ・ 健康保険証など本人確認できるもの

※クーポン券および風しん抗体検査受診票は対象者に送付しています。

※風しん抗体検査受診票は医療機関に設置している場合もあります。



### ◆妊娠を希望する女性などの

風しん抗体検査・予防接種

### ○対象者

妊娠を希望する女性や「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者（未就学児を除く）。

※ただし、事前に健康増進課窓口で申請が必要。

### ○実施（接種）場所

県内の実施医療機関

### ○自己負担額 無料

### ○持っていくもの

- ・ 事前申請時に受領した抗体検査受診票や予防接種予診票など
- ・ 健康保険証など本人確認できるもの

### 【事前申請に必要なもの】

- ・ 免許証など本人確認ができるもの
- ・ 印鑑（認め印）
- ・ 「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者は、妊婦の母子健康手帳

## 母子保健推進員を募集しています！子育てをサポートしてみませんか？

◎申込・問い合わせ

健康増進課 母子保健係

☎51-1234

市では、現在28人の母子保健推進員が市長の委嘱を受け、安心して子育てできる地域づくりを目指して活動しています。

母子保健推進員の任期は2年（継続可）で、年齢・資格は問いません。

活動内容は、赤ちゃん訪問や育児サークルのお手伝い、母子保健研修会への参加などです。

子育てをサポートする仲間とともに、子ども達の笑顔と明るい神埼市の未来のために、活動してみませんか。



▲12月8日「かるがもランド」小さなサンタも多数参加し、親子でコンサートを楽しみました！



## 国民年金保険料 □座振替での前納がお得です

◎問い合わせ 市民課

後期高齢年金係 ☎37-0115  
佐賀年金事務所 ☎31-4191

国民年金保険料を一定期間分まとめて前払いすると、保険料が割引される「前納割引制度」があります。□座振替での前納が1番お得です。

※10月～翌年3月分の前納は、8月末が申込期限です。  
※1カ月ごとの振替は、随時申込可能です。

### ○持参するもの

□座振替の振替方法は、割引額が多い順に次の5種類です。自由に選んで申し込むことができます。

- ①2年前納
- ②1年前納
- ③6力月前納
- ④当月末振替（早割）
- ⑤翌月末振替 ※割引なし

### ○申込先

□座振替を希望される金融機関

- ・佐賀年金事務所
- ・市民課 後期高齢年金係
- ・各支所 総合窓口課

### 残高の確認をお願いします

申し込みが間に合わなかった場合は、納付書での前納もあります。詳しくは、年金事務所へご相談ください。

### ○前納の申込締切日

2月末日

残高不足の場合は、次の前納振替までの間は自動的に翌月末振替となります。

## 家屋の取り壊し、住宅用地の利用変更は届出を

◎問い合わせ 税務課

資産税係 ☎37-0114

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している人や事業所に課税されます。家屋の取り壊しや住宅用地の利用状況に変更があった場合は、必ず届出をしてください。

・家屋の取り壊し（一部を含む）  
家屋（居宅・倉庫・物置・事務所など）を取り壊した場合

※建物の滅失登記をされている場合は、届出の必要はありません。

・住宅用地の利用状況の変更  
家屋を取り壊して空き地や駐車場などへ利用を変更した場合

※利用状況に変更がない場合は、届出の必要はありません。

### ○提出書類

・家屋取壊し届出書  
・住宅用地の申告書  
※届出書・申告書は税務課、各支所総合窓口課、市ホームページで取得してください。

※届出書・申告書は税務課、各支所総合窓口課、市ホームページで取得してください。

## ♪健康コラム♪

### 運動をはじめてみませんか

冬は寒さのせいで外に出るのが少しおっくうになってしまいますよね。しかし実は、冬の運動には意外な効果があることをご存じですか？

人間は、じっとしていても呼吸をしたり、心臓を動かしたりするため、体の中では生命維持に必要最小限のエネルギーが常に消費されていて、これを「基礎代謝」と言います。冬は、寒さに耐えるために体のエネルギーを燃焼させて体温を調節することから、最も基礎代謝の上がる季節です。そのため、冬の運動は、他の季節よりもダイエット効果が期待できます。

30分以上の運動を週2日以上行い、一度にまとめてではなく、できれば週に数回以上、短い時間でもいいので継続して行うことが大切です。

冬に外で運動をする場合、温かい服装で、まずは体を寒さに慣らすことから始めてください。徐々に体を温めると、交感神経や関節・筋肉の緊張が緩み、血圧の上昇やケガの予防につながります。また、冬の寒さの影響で、汗や喉の渇きを自覚しにくくなっているため、意識的にこまめな水分補給を心がけましょう。

ストレスを感じない範囲の軽い運動であっても、続けることを目標にすれば、効果的です。無理をしない範囲で、身体を動かしてみよう。



◎問い合わせ

健康増進課 健康増進係 ☎51-1234